

平成28年6月7日

行政常任委員会報告

平成 28 年 6 月 7 日
午前 10 時 30 分開議
5 階 委 員 会 室

◎日程

1 消防本部

- (1) 火災の発生について
- (2) 行方不明者搜索の概要について
- (3) 財産の取得について
- (4) 消防水利等の除雪ボランティアについて（感謝状贈呈式）
- (5) 指定避難所調印式について

2 教育委員会

- (1) 夕張市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (2) 夕張市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (3) ゆうばり文化スポーツセンタートレーニング室の改修について

3 まちづくり企画室

- (1) 夕張市特定財産売却公募について
- (2) 平成 27 年度寄附の受入れに関する報告について

4 建設農林課

- (1) 夕張市営住宅等長寿命化計画について
- (2) 夕張市老巧建築物等除却費補助金について
- (3) 市道の廃道について

5 市民課

- (1) 夕張市国民健康保険平成 28 年度保険料の料率について
- (2) 夕張市国民健康保険条例の一部改正について
- (3) 平成 28 年度特定健診等の実施について
- (4) 北海道知事感謝状（エゾシカ対策功労者）の贈呈及び伝達式について
- (5) 平成 28 年度「みどりの日」自然環境功労者環境大臣表彰について

◎出席委員（8名）

大 山 修 二 君
高 間 澄 子 君

平成28年6月7日

本 田 靖 人 君
小 林 尚 文 君
今 川 和 哉 君
熊 谷 桂 子 君
君 島 孝 夫 君
千 葉 勝 君

◎欠席委員（0名）

【委員長挨拶】

（大山委員長）

それでは、ただいまから行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は8名全員であります。ほかに議長が出席されております。

理事者側からは、両理事、総務課長のほか、説明員として教育長、消防長、室長、課長等が出席されることとなっております。

本日の委員会の進め方についてであります。消防本部、教育委員会、まちづくり企画室、建設農林課、市民課、財務課、総務課の順に報告を受け、これに対する質疑を行ってまいりたいと思いますが、そのようにとり進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのようにとり進めてまいります。

それでは、消防本部より報告を受けてまいります。

【消防本部】

1. 火災の発生について
2. 行方不明者搜索の概要について
3. 財産の取得について
4. 消防水利等の除雪ボランティアについて（感謝状贈呈式）
5. 指定避難場所調印式について

（大山委員長）

それでは、消防本部より報告を受けてまいります。

（消防署長）

それでは、消防本部から5件報告いたします。

まず1件目、火災の発生について。資料1をごらんください。

平成28年6月7日

出火時刻 28 年 5 月 8 日、9 時 3 分ころと推定。

消防覚知時刻、同日 10 時 42 分。

覚知方法、加入電話、事後聞知です。

出火場所は夕張市紅葉山 231 番地 10 です。

鎮火時刻、同日 11 時 15 分。

消防の出動状況ですけれども、消防ポンプ自動車 1 台、なお、放水には至っておりません。

焼損状況。物置壁面 2.3 平方メートル及び収容物を焼損しております。

出火原因、損害見積額につきましては、現在調査中です。

気象状況等については標記のとおりです。

この件に関しての報告は以上です。

続きまして、2 番目、夕張岩見沢境界付近で発生した行方不明者搜索の概要、資料 2 です。

発生日時 28 年 5 月 30 日月曜日。16 時ころと推定。

消防覚知が同日 16 時 35 分。

覚知方法は加入電話。

発生場所は、岩見沢市栗沢町万字、夕張岩見沢境界付近の山林と推定。

行方不明者は 76 歳男性。

通報内容ですけれども、8 時に私(妻)が起きたらもういなかった。16 時ころ携帯電話から奥さんに連絡があって、夕張の山にいるという通報内容でした。

7 番の出動人員ですけれども、5 月 30 日月曜日、夕張市消防職員 2 名、ほか夕張警察、岩見沢警察、それから道警ヘリが出ております。合計 43 人出ております。

5 月 31 日火曜日、当消防職員が 19 名、以下合計 96 名。

6 月 1 日、当消防署 20 名。合計で 73 人が出ております。

済みません、最初に訂正するのを忘れました。番号ですけれども、1 番から 7 番まであって、概況が 9 になっていまして、済みませんけれども概況が 8 番で、天候が 9 番ということで訂正をよろしくお願いします。

概況ですけれども、5 月 30 日 16 時 35 分、夕張警察署から行方不明者発生の連絡を受けて、2 名で出動し警察と現地合流しております。

この日は、道警ヘリを主体とした搜索を開始しましたがけれども発見に至らず、翌日の打ち合わせをして解散しております。

5 月 31 日 6 時に現地集合し、夕張と岩見沢境界線付近にあります峰越林道、ここに現地対策本部を設置し、夕張・岩見沢境界付近から、夕張側南側の尾根沿いに搜索を開始しております。

平成28年6月7日

なお、防災ヘリ、道警ヘリは悪天候のためフライトしておりません。

8時10分、1回目の搜索終了。2回目の搜索場所は、1回目より約300メートルタ張寄り、道道から南側の沢沿いに決定して、10時16分開始しております。

12時54分、2回目の搜索を終了しております。

次のページに行きます。

3回目の搜索場所を、丁未水源地方面に決定して、14時07分、搜索を開始しております。

その後、発見に至らず、18時06分に二日目の搜索を終了しております。

6月1日、6時に現地集合。

1回目の搜索場所は、対策本部がある峰越林道から万字側にある、道道沿いにある林道、3本に決定して搜索を開始しております。

8時30分に1回目の搜索を終了し、2回目の搜索場所を峰越林道から万字側斜面に決定し、9時05分搜索を開始。11時25分、2回目搜索を終了しております。

13時15分、3回目の搜索場所は、悪天候の影響もあり、峰越林道沿いに決定して搜索を開始しました。その後、天候不良により、13時56分、3回目の搜索を終了しております。

なお、記載にはありませんけれども、6月2日以降につきましては、岩見沢の警察消防が主体で実施するということで、当消防は参加しておりません。

しかし、6月4日、家族から自衛隊の派遣という話がありまして、岩見沢の市役所から自衛隊派遣要請しまして、その後、当消防本部にも協力依頼があつて、6月4日土曜日に参加しております。

この日は、9時から11時まで搜索を実施しましたが、残念ながら発見に至らず、全ての搜索が終了しております。

9番の天候につきましては、表記のとおりです。

この件に関する方向は以上です。

報告事項の3以降につきましては、石黒次長が報告いたします。

(大山委員長)

次長。

(石黒消防次長)

報告事項3、財産の取得について報告いたします。

資料3をごらんください。

取得しようとしている財産は、消防ポンプ自動車CD-1型1台です。

予定価格2,255万4,720円に対しまして、仮契約額は2,203万2,000円です。

平成28年6月7日

地方自治法第96条第1項第8号及び夕張市財産条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要な財産であります。

この件についての報告は以上です。

続きまして、消防水利等の除雪ボランティアについて報告いたします。

資料4をごらんください。

平成28年4月28日木曜日、15時より夕張市役所4階、市長応接室におきまして、株式会社NIPPO 夕張出張所所長、橋本和仁氏と江別出張所所長、木村徹氏に対しまして、夕張市長から感謝状が贈呈されました。

除排雪の概要は、平成28年3月14日、消防水利9カ所及び消防施設1カ所を、重機及び職員を動員され、消防水利の確保にご尽力されたものです。

この件についての報告は、以上です。

続きまして、指定避難所調印式について報告いたします。

資料5をごらんください。

平成28年5月11日水曜日、午前10時より、夕張市役所4階、市長応接室におきまして、一般社団法人らぷらす代表理事安斉尚友朋氏と鈴木夕張市長は、災害時における指定緊急避難場所及び指定避難所としての使用に関する協定を締結し、調印式をとり行いました。

避難所の概要は、ゆうばり共生型ファームについては、避難所として使用する建物の総床面積3,047.08平方メートルのうち、避難者を収容するために使用する総床面積は582.4平方メートルで、収容人員は352名です。

避難対象地域は、末広以北となっております。

ゆうばりはまなす会館については、避難所として使用する建物の総床面積747平方メートルのうち、避難者を収容するために使用する総床面積は431.7平方メートルで、収容人員は261名です。

避難対象地域は、若菜地区となっております。

消防本部からの報告は、以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

ございませんか。

(君島委員)

2番の行方不明者搜索の件についてお聞きいたします。

ことしに入って、南部の方が、亡くなれましたよね。そういうような形で、広報等に危険だからと、注意したほうがいいよというような内容のものを、広報等で流してもらったかどうかと思うのですが。

平成28年6月7日

(総務課長)

君島議員からのご質問にお答えしたいと思いますが、例年、この山菜取りの時期にこうしたケースが見受けられます。

市といたしましても、広報などを十分に活用しながら、山に入る前の注意事項については、十分市民に対して周知を図っていきたいというふうに考えます。

以上です。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(小林委員)

今、説明を受けた部分なのですが、この方が夕張の山にいるという部分での話だったのですが、資料で見ると夕張の消防団が出る必要性がなかったのかどうか、お願いします。

(消防署長)

夕張の山にいる、というのは、あくまでも仮定の話であって、どこの山に入ったかというのが全然わからなくて、主導が岩見沢警察と岩見沢消防が主導、私たちは応援する立場で今回は参加いたしました。

三日目以降につきまして、なかなか発見が困難だったので、消防団員の出動も考えましたが、警察のほうから、今後は人員も短縮しながらやっていくという話がありましたので、団員の出動までには至っておりません。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(本田委員)

指定緊急避難場所の件で、今回安斉さんのところで協定を結ばれたということで、非常にありがたいお話だなというふうに考えるのですが、それぞれの避難対象地域の人口に対するカバー率というのですか。総人口、それぞれの避難地域にどれくらいの住民が住まわっていて、そのうち352名が受け入れられるといった、カバー率という意味では把握されていますでしょうか。

(石黒消防次長)

ただいまの本田委員の質問にお答えします。

災害によつての避難所の開設になるのですが、夕張市民が一斉に全員避難するという災害というのは想定していなくて、避難所を開設する災害として、一番可能性があるのが土砂災害になると思います。

土砂災害が発生した場合に、カバー率でいいますと100パーセント以上の収容率となっております。

あと、100パーセント、仮に大規模な地震があったとしても、各地域の避難

平成28年6月7日

所で地域の人たちが避難できるカバー率というのが、ほぼ100になっております。

今までの事例からいっても、例えば大規模な地震が発生したとしても、車の中に避難したり、多少家が壊れていても自分の家にいる人が多くて、避難所にそれだけの人が集まっているかというのと、過去の事例からいくとそんなに避難所は利用されていないのが現状です。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで消防本部を終わります。

【教育委員会】

1. 夕張市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
2. 夕張市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
3. ゆうばり文化スポーツセンタートレーニング室の改修について

(大山委員長)

それでは、次に、教育委員会より報告を受けてまいります。

(教育長)

記載の報告事項 3 点につきまして、教育課長よりご報告させていただきます。

(教育課長)

それでは 1 点目、夕張市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご報告させていただきます。

資料 1、1 ページをお開きください。

保育士不足の解消に向け、保育士の配置基準の一部について、弾力的運用を可能とする国基準に沿って改正を実施するものです。

改正の主な概要でございしますが、朝、夕の保育士配置要件の弾力化や、保育士以外の人員配置の弾力化など、一定の条件はありますが、保育士 1 名にかえて、保育士資格を有しない一定の者を活用することが可能となりました。

ここでいう保育士資格を有しない一定の者とは、子育て支援員研修を修了した者、または十分な保育業務経験を有するものと定義されております。

また、幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用や、准看護師についても、1 人に

平成28年6月7日

限って保育士とみなすことができることが追加されております。

次に、2 番目、夕張市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご報告させていただきます。

資料 2、3 ページをお開きください。

学校教育法が平成 28 年 4 月 1 日付けで一部改正され、義務教育学校を新たな学校の種類として規定されたことに伴い、改正を実施するものです。

ここでいう義務教育学校とは、小学校過程から中学校過程まで、義務教育を一貫して行う学校であり、いわゆる小中一貫校のことです。

なお、1 及び 2 の条例改正については、6 月議会に議案提出するところでございます。

3 番目、ゆうばり文化スポーツセンタートレーニング室の改修についてご報告させていただきます。

資料 3、4 ページをお開きください。

現在の文化スポーツセンターのトレーニング室内のトレーニング器具は、昭和 61 年の開設以来、更新されていないため、利用者のニーズに合わない状況となっていることから、利用者アンケートを実施したうえで、地方創生加速化交付金を活用して、ニーズに合わせたトレーニング器具の整備を実施するところでございます。

改修の主な内容は記載のとおりでございますが、大型トレーニング器具の撤去、ランニングマシンとバイクの増設、これが非常にニーズの高い器具となっております。

また、ストレッチやヨガ等を利用しやすい環境整備として、床をフローリングからスポーツカーペットに変更する予定です。

スケジュールとしては、今現在、施設利用者や体育協会へのアンケート及び聞き取り調査を実施しているところであり、9 月頃から 12 月頃をめどに改修工事を実施する予定です。

工事期間中は、トレーニングルームが一時的に使用できない状況になる場合もありますが、利用者には早目に周知し、ご理解をいただくところでございます。

以上であります。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(今川委員)

資料 3 について、質問いたします。

平成28年6月7日

文化スポーツセンターのトレーニング器具の撤去ということだったのですけれども、これは■■■■だと思えるのですけれども、こちらはもう使えないものなのかというのと、処分をするのか、譲渡をするのかということをお聞きいたします。

(教育課長)

今川委員のご質問にお答えいたします。

トレーニング器具自体は、まだ使用可能な物品でございまして、年数は経過しておりますが使用可能な状況でございます。

撤去後の活用につきましては、今現在教育委員会の中でも、希望者に譲渡するのか、売却するのか、それとも廃棄するのかというところにつきましては、協議検討しているところでございます。

以上です。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(君島委員)

資料3の文化スポーツセンターのトレーニング室について、ちょっとお聞きします。

改修工事が9月から12月ということで、12月には大体でき上がると。でき上がるときには、市民に周知をして、市民に体験してもらえるように、無料でその日は開放するとか、そのようにしていただきたいと思うのですが。

(教育課長)

今、君島委員のご質問にお答えいたします。

開設後の活用につきましても、今後教育委員会内部で十分に、トレーニングルームの良さというものは、十分に市民に知っていただきたいという思いはございますので、どういう形で市民に周知、体験してもらうのかも含めて、検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(議長)

私のほうからも確認させていただきます。

資料1の関係でございますが、今回、国の基準の改正内容に基づいて、基準に沿って改正をするということなのですが、実際これは夕張市内の場合、運用面でこの改正を必要とする事例が、現段階ではあるのか、ないのかというのは、その辺りはいかがなんでしょうか。

平成28年6月7日

(教育課長)

今現在の保育所の中では、この家庭的保育事業というのは実施しておりません。

家庭的保育事業、地域型保育事業というものでございますが、この保育事業は四つに分かれておりまして、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業という四つの保育事業がございますが、今現在、夕張市ではこの事業は実施しておりませんが、将来的に必要な場合を踏まえて、法改正に伴い条例も改正したいというふうに考えております。

以上です。

(大山委員長)

よろしいですか。

(議長)

ありがとうございました。

それと、もう1点、資料3でございますけれども、トレーニング室の改修ということで今、ほかの委員からも確認がありましたが、その中でスケジュール、改修工事期間中の9月から12月なのですが、例えばこれは工事の規模によって、使用できない期間というのは発生する可能性があるのかないのかなのですが。

(教育課長)

基本的には、できる限り市民の方々に活用していただきたいと思っておりますので、危険が及ばない範疇では活用していただきたいと考えておりますが、期間的によっては使用できない期間も発生する可能性はございます。

その際につきましては、事前に、早目に周知してご理解いただきたいというふうに考えております。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、教育委員会を終わります。

【まちづくり企画室】

1. 夕張市特定財産売却公募について
2. 平成 27 年度寄附の受入れに関する報告について

(大山委員長)

それでは次に、まちづくり企画室より報告を受けてまいります。

(まちづくり企画室長)

まちづくり企画室でございます。

今回、ご報告事項が2件ありまして、1件目が、夕張市特定財産売却公募について、2件目が、平成27年度寄附の受入れに関する報告についてでございます。

特定財産の売却の公募につきましては、担当課長の古村のほうから説明させていただきます。

(古村課長)

それでは、1点目の夕張市特定財産売却公募について、私のほうから説明をさせていただきます。

夕張市特定財産のうち、現在、指定管理者において管理いただいております4施設、マウントレースイスキー場、それからマウントレースイホテル、ホテルシューパーロ、ファミリースクールひまわりについて、指定管理期間が平成29年3月31日をもって期間満了となることから、施設を継続して運営する事業者を公募し、売却することとしたところであります。

つきましては、夕張市特定財産売却選考委員会設置要綱を策定し、選定委員には学識経験者9名の方にご依頼をし、本日までに3回の選考委員会を開催をしたところであります。

それでは、資料1の夕張市特定財産売却公募についてをごらんください。

まず1ページには、夕張市特定財産売却基本方針と、2として、売却対象不動産公募から優先交渉権者決定までの流れ(予定)となっておりますけれども、スケジュールについてであります。本年4月28日から6月30日までを公募期間とし、7月上旬には第4回夕張市特定財産売却選考委員会にて、第1回目のプロポーザルを受け、数件に事業者を絞り込んだのち、10月上旬には第5回の選考委員会にて購入価格の提示を含めた第2回目のプロポーザルを受け、11月上旬に第6回選考委員会にて優先交渉権者を決定してまいりたいと考えております。

その後、12月中旬になるかと思っておりますけれども、定例市議会におきまして議決をいただき、仮契約の締結、今年度末までに売買取引の納入をいただき、平成29年4月1日からの新事業者の運営が始まるというようなスケジュールで考えております。

今回は、2段階選抜方式としておりますが、あらましにつきましては1ページの下段に記載のとおりであります。

次に、2ページから14ページにつきましては、各施設の概要となっておりますので、説明は割愛させていただきますがごらんをいただければと思います。

平成28年6月7日

次に、15 ページから 21 ページには、4 の売却公募参加資格から、11 その他売買条件及び容認事項についてを記載したところであります。売却公募に関する問い合わせ等につきましては、夕張市の計財産売却司法等企画提案事業を平成 27 年 10 月 27 日に委託契約を締結いたしました、三井不動産リアルティ株式会社が売却業務窓口となっております。

現在、お互い協力をしながら業務を進めているというところであります。

なお、現在、興味を示している事業から、秘密保持に関する確認書をいただいております。

6 月 3 日現在でありますけれども、15 件の提出があったところあります。

また、6 月 3 日、4 日には、各施設、ホテルが中心になりますが、各施設の内覧会を行いまして、11 社が参加したところあります。

1 につきましては以上であります。

(まちづくり企画室長)

私のほうから、二つ目平成 27 年度寄附の受入れに関する報告について、資料 2 でございます、こちらのほうをご報告させていただきます。

平成 27 年度寄附受領総額が、2 億 713 万 1,244 円ということで、昨年度の倍以上の寄附がありました。

寄附の指定分野別、地域別、個人、団体別については、資料 2 に記載のとおりでございます。

以上でございます。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(今川委員)

特定財産の売却公募についてお聞きいたします。

現在、まだ募集は受付中ではありますが、既に選考委員会が 3 回開かれているということで、その中ではどのような内容を協議しているか、現段階で言える範囲でお願いいたします。

(古村課長)

3 回開催しているところではありますが、1 回目につきましては、まずお願いした委員の顔合わせから始まりまして、今後の売却の骨子、そのところを協議をしましてまいります。

2 回目につきましては、今後、募集するに当たり、今回の募集要項等について細かな打ち合わせをしているというところあります。

3 回目につきましては、最終的に書面会議というような形でやらせていただ

平成28年6月7日

きましたけれども、応募要項についての最終確認というような動きで行っております。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(熊谷委員)

今の件ですけれども、この選考委員会の選考委員についてですけれども、何人くらいでやっていらっしゃるのか、こういった方が、ここには学識経験者、有識者というふうに書いてあるのですが、具体的なことは公表はできないということなののでしょうか。

(古村課長)

委員につきましては9名であります。

ただ、その細かなところにつきましては、今回、売買ということになりますので、そのところは控えさせていただきます。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これでまちづくり企画室を終わります。

【建設農林課】

1. 夕張市市営住宅等長寿命化計画について
2. 夕張市老朽建築物等除却費補助金について
3. 市道の廃道について

(大山委員長)

それでは次に、建設農林課より報告を受けてまいります。

(建設農林課長)

建設農林課から、1点目、市営住宅等長寿命化計画について。2件目ですけれども、夕張市老朽建築物等除却費補助金について。3点目市道の廃道についてということで、廃道については、今議会の議案案件となります。

以上3点について、担当主幹、課長から報告いたします。

(建設農林課主幹)

それでは私のほうから、1番目、夕張市営住宅等長寿命化計画について。資料1を使用して説明させていただきたいと思います。

長寿命計画については、公金事業を行うために求められている計画であり、夕張市においては平成22年度に、夕張市営住宅等長寿命化計画を策定してお

りましたが、策定後5年を経過し、社会情勢、事業の進捗状況等が変化したことから、見直しの必要性を生じ、平成27年度に改定を行い、見直しを行いました。

それでは、表紙をめくっていただいて、裏のページをごらんください。

(2)計画の位置づけについてですが、本計画は本市の平成23年度策定まちづくりマスタープラン等の上位計画、国の住生活基本計画、道の北海道住生活基本計画。事業計画については、夕張市財政再生計画、また平成27年度に策定を行っておりました夕張市地方人口ビジョン及び地方版総合戦略などと整合性を図りながら策定をしております。

計画の運用期間については、平成28年度から平成37年度までの10年間を計画期間とし、平成42年度までの15年間を構想期間としております。

また、社会情勢の変化や事業状況などに応じ、5年ごとに定期見直しを行うこととし、次回は平成32年度を予定しております。

策定体制につきましては、理事及び庁内課、室の関係職員を構成員、空知総合振興局建設指導課の職員をアドバイザーとし、市営住宅長寿命化計画策定会議を3回開催し、検討、意見交換、調整を行い策定をいたしました。

次のページをごらんください。

1、市営住宅等のストックの管理状況についてですが、平成27年10月末現在の管理戸数については、図表2-1種別管理戸数のとおりで、夕張市営住宅では、公営住宅、改良住宅、賃貸住宅を合わせて3,400戸を管理しております。

この中には、昨年10月に入居開始をした宮前泉団地の3棟15戸を含み、27年度中に除却した若菜、清栄、南清水沢、宮前の65戸を除いております。

そのほか、市内には、道営住宅が5団地、193戸が供給されており、夕張市全体では3,593戸の住宅がございます。

次のページは、夕張市営住宅3,400戸の団地別の管理状況になっております。

次のページは、夕張市内にある市営住宅の団地の位置図となっております。

次ページを見ていただいて、(3)夕張市の市営住宅等の必要戸数の想定(1)人口世帯数についてですが、図表3-3人口の推移ですが、平成27年までの人口推移をもとに、これからの人口を推計したのが下の点線となります。

また、目標となる出生率や若年層の転出抑制や定住促進策の実施による人口を推計したのが、上の点線となります。

こちらのほうが、地方版総合戦略の推計値となり、今回はこの上の点線、地方版総合戦略の人口推計値を採用いたしました。

下段のほうには、2)住宅所有関係別世帯数、平均世帯人員の推移となっております。

世帯人員については、下のほうの線が夕張市で、平成22年度では2人を切っ

て1.94人となっております。

次のページを見ていただきたいと思います。

図表3-6人口、世帯数の想定をごらんください。

2025年(平成37年)を代表して、説明させていただきたいと思います。

人口推計値については、先ほども説明させていただきました地方版総合戦略の推計値、6,935人となります。

世帯人員については、5年おきに約96パーセントに減少しているので、平成37年度を1.72と推計しました。

人口に世帯人員、1人世帯当たりの人員で割ることにより、世帯数を出して4,040世帯となります。

世帯が全て住宅に住んでいるわけではなく、住宅以外の建物、独身寮とか社会施設等に住んでいる場合があります、住宅に住んでいる率が95パーセントとなっているので、上記世帯数に95パーセントを乗じた数字が、住宅に住む世帯数となり、3,840世帯となります。

次に、図表3-7住宅に住む一般世帯数の想定をごらんください。

図表3-6の住宅に住む世帯数がそのままおりてきて、平成37年度では、住宅に住む世帯数は3,840世帯となります。

このうち、持ち家については5年ごとに2パーセントくらいアップしているので、率をアップし、45.5パーセントで世帯数を想定し、1,750世帯となります。

借家のうち、公営住宅は最後にしまして、民間借家についてですが今回の実数について、27年度の国勢調査が反映されておらず、平成26年度から夕張市で行ってきた民間借家の建設費助成により、平成27年までに建設した戸数36戸と、平成28年度で建設予定の30戸を考慮した率7.3パーセントにより、戸数として280世帯になります。

給与住宅及び間借りについては、平成22年度の率とし、5パーセント1,903世帯、1パーセント40世帯としました。

公営住宅の借家につきましては、想定した住宅に住む世帯数から、推計した世帯数を差し引いて出てきた数字1,580世帯が、公営住宅の借家の世帯数となります。

この1,580世帯が、平成37年度に市営住宅及び道営住宅として、必要な住宅の戸数1,580戸となります。

次のページ(4)団地別活用方針をごらんください。

団地別活用方針とは、それぞれの団地充当が計画期間、構想期間にどのように活用していくかを表したものです。

その場合での活用使用について説明させていただきたいと思います。

表の左の上のほうになります。

建てかえは現在、宮前泉団地で行っているような古い住宅を除却し、新しい住宅を建設することです。

維持管理については、改善等の必要がなく、そのままの状態で使用できる住宅のことを表しています。

全的改善については、現在入居している方を一度移転していただき、空き家となった住棟の内装材を全撤去し、固いコンクリートの柱、はりだけにし、エレベーターなどの手すりを新たに設ける大規模な改善工事のことを言います。

個別改善につきましては、老朽化が進んだ設備等、給排水、屋根の改修などを改善することにより、長寿命化を図る住宅を表す。この場合、個別改善と表示されている住棟については、右側の改善項目、過去の修繕経歴を確認しながら、改善項目が表現されております。

政策空き家につきましては、団地や住棟の集約に向け、募集を停止し、現入居者の移転、退去などにより、これから **使用**を予定している住棟になります。

用途廃止につきましては、計画期間内に除却を予定している住棟となります。

ここで、入居状況を見ていただきたいのですが、千代田団地のほうにつきましては、現在管理戸数152戸のうち、75戸の入居、入居率49.3パーセント。清陵団地につきましては、合計で管理戸数934戸、入居戸数279戸、入居率29.9パーセント。南部夕南につきましては、管理戸数72戸に対して、26戸の36.1パーセント。南部地区全体でも、合計124戸の管理の中で、65戸の入居、51.6パーセント。

この中でも、やはり入居率の低い団地につきましては、今後団地内における移転集約を検討していかなければならないことから、先ほど言いました計画期間内においては、政策空き家としております。

合計欄を見ていただきたいと思います。

合計欄として、管理戸数、市営分につきましては3,400戸。これから、計画期間、平成28年から37年の用途廃止及び政策空き家を除いた維持管理戸数については、1,386戸となっております。

これに、先ほど説明させていただいた道営住宅193戸を合計すると、1,579戸となり、先ほどの必要住宅の計算で、平成37年に必要となる公営住宅1,580戸とおおむね一致するという形になります。

以上で、夕張市市営住宅等長寿命化計画の説明は終わらせていただきたいと思います。

平成28年6月7日

引き続き、2の夕張市老朽建築物等除却費補助金について、資料2を使用して説明させていただきたいと思います。

まず、対象の建築物とはということで、まず個人が所有し、昭和56年5月31日以前に着工されたもので、建物の不良度調査において100点以上になったものが対象ということになります。

あと、固定資産税の対象となっている建物、または倒壊している建築物について対象となります。

補助対象者につきましては、市税を滞納していない者、申請者の総所得が平均所得以下であること、本年度においては、平均所得528万9,000円以下であること。地元企業と契約し、除却工事を行うこと。

補助の条件としましては、除却工事費が30万円以上であること。

補助対象額につきましては、除却工事費の30パーセントで、限度額20万円。

補助申請につきましては、工事の着工前に申請を行う必要があり、夕張市による不良度調査を実施し、交付決定を受け、工事完了後、夕張市により現地の調査を行います。

受付期間、予算につきましては、受付期間については平成28年6月1日から、平成28年12月16日までとなっております。

昨日までの状況としましては、申請済み件数が2件、相談件数が16件となっております。

予算につきましては、1件の限度額20万円で、10件200万円を予算としております。

以上です。

(建設農林課長)

続きまして、3の市道廃道について説明申し上げます。

資料3になります。

市道鹿の谷山手町区画2号線につきましては、林業専用道昭和旭線の開設に当たり、延長238.11メートルを廃道するものでございます。

この廃道につきましては、第2回定例市議会の議案に提出するものでございます。

以上で報告を終わります。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(今川委員)

老朽建築物の除却費補助についてお聞きします。

天災で10件ということで予算をとっていたかと思うのですが、申請が既に2件で、あと8件分。そして相談が16件あるということで、これは同時申請であふれてしまった場合、緊急度が高いものを優先するのか、それともくじなどで決めるのかということをお聞きいたします。

(建設農林課主幹)

先ほども説明させていただいたとおり、工事着手前に申請という形なものですから、交付決定をされた後の工事という形になるので、工事をストップさせるわけにはいかないものですから、一応申請順番に書類のほうを確認させていただいて、合格都度というか、基準に合った都度交付決定をさせていただいてということで考えております。

あとは、状況によりまして、1件2件少数の場合については、来年また同じような形を計画していますので、そちらのほうにお願いするなり、またある程度今言われたとおり、件数が固まるようであれば、その辺は内部のほうで検討して、補正だとかという形の対処も検討していきたいという形で思っております。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(議長)

資料1番の夕張市営住宅長寿命化計画について、確認をさせていただきます。

ただいま、計画の概要については説明をいただいとおおりだと思うのですが、私のほうで確認をしたいのは1点でございまして、この長寿命化計画についての業務上の計画目標ということで設定されているものだと思うのですが、例えば後段のほうで、各集落、団地の今後の活用方針について、ここの表の中では示されている状況だと思うのですが、これについて、公表するという方法はお考えかどうかということと、例えば当該住宅に入居されている方から、うちの住宅は将来どうなっていくのだろうかといった場合に、そういった個別対応というのは行われるものかどうか、その2点についてお願いしたいと思うのですが。

(建設農林課長)

公表の件ですが、公表については、全計画も入居者の方が誤解して不安をあおるようなことにもなるということにつながりかねないということで、公表はしていませんでした。

今回も、公表についてはそういう意味で行わないという、そういう考え方を持っております。

それと、個別対応ですが、事前に事業を入れるときには、地域に入って十分説明をしながら、入居者の理解を得ながら進めていきたいと思って

平成28年6月7日

います。事業については。

ただ、今後の住宅ですね、空いてきているという中で、そういう個人的に個別に相談があった場合は、こちらのほうもわかりやすく、なるべくお答えするような形で対応していきたいとそういうふうに考えております。

(熊谷委員)

済みません、関連で伺います。

これを見ていますと、清陵の地域が合計4棟がこれから維持管理、全面的改善、個別改善というふうになっているかと思いますが、これは地域の中で、この4棟の中にまず集約するだろうという、そういうご相談があったという捉え方でよろしいですか。

(建設農林課長)

清陵については、今後3基の中で集約を検討していこうと、そういうことで内部で打ち合わせております。

その中で、とりあえず清陵地区の皆さん方に今後市の考え方を説明した上で、その意向を確認する調査をやっていこうと思っています。

その上で、例えばその地域に住み続けたいという方がおられれば、それはこれは計画ですので、そういう形の中で見直していこうということは考えていますけれども、とりあえず仮置きという形の中で、最低限これくらい必要ではないかという数字を今、計画上は載せている状況にあります。

(熊谷委員)

それでは、住んでいる方たちの意向を十分に重視するということでよろしいですね。

わかりました。

(君島委員)

全般的なことなのですが、そこに入っている住民の方が、体が不自由で今現在3階に住んでいる。不自由でかなりきついという方が何人かいたかと思うのですが、その辺は個別に借りがえ等は相談に乗ってもらえるのでしょうか。

(建設農林課長)

3階に住んでいて、体が不自由だということで相談に来られる方はいらっしゃいます。

基本的に、政策空き家をしている分を、そこに住みたいと言われても、なかなか難しい部分がありますので、現状、地域を選ばなければこちらのほうでエレベーター付きの住宅がございます。そういう中で検討していただけるように、こちらのほうは相談に応じていると、そういう状況にあります。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

平成28年6月7日

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで建設農林課を終わります。

【市民課】

1. 夕張市国民健康保険 平成 28 年度保険料の料率について
2. 夕張市国民健康保険条例の一部改正について
3. 平成 28 年度特定健診等の実施について
4. 北海道知事感謝状(エゾシカ対策功労者)の贈呈及び伝達式について
5. 平成 28 年度「みどりの日」自然環境功労者環境大臣表彰について

(大山委員長)

それでは、次に、市民課より報告を受けてまいります。

(市民課長)

市民課より、本日 5 件の報告をさせていただきます。

1 件目、2 件目、3 件目につきましては、健康保険担当の主幹から、4 番目、5 番目につきましては、担当の係長からということで報告させていただきます。

(国民健康保険担当主幹)

1 番から 3 番まで。報告事項一括ご説明させていただきます。

報告事項の 1 件目、夕張市国民健康保険平成 28 年度保険料の料率と賦課限度額についてであります。資料 1 をお開きください。

保険料の料率と賦課限度額の説明の前段に、平成 27 年度の国民健康保険事業改定の状況について、簡単にご説明いたします。

前年度対比して、被保険者数が減少しており、ほぼ同一で歳入である保険料収入、歳出である医療給付費が減少しているなど、当初見込んだ予算と比較して際立った歳出の増加は見られませんでした。

一方、国の調整公益収入が当初の見込みより増加したことから、最終的な決算としては、1,300 万円程度の黒字となる見込みです。

平成 27 年度の収支決算見込みを踏まえた上で、平成 28 年度の保険料率賦課限度額を検討した結果、本年度については、資料 1 に示すとおり、均等割、平等割の額及び所得割の率について、前年度と同率、同額としました。

これは、前年度の決算が、若干の黒字とはいえ、本市の 1 人当たりの国保医療費は、依然として全道平均でも高い位置で推移していることなどに鑑み、今後の国保事業を円滑に進めるためにも、料率を下げるという判断には至らなかったものです。

なお、料率は改定いたしません。医療分、後期高齢者支援金分の賦課限

度額、いわゆる上限を国の制度改正に伴って、それぞれ52万円を54万円に、17万円を19万円に改定しております。

これまで説明した内容を、5月20日に開催された夕張市国民健康保険運営協議会に諮ったところ、協議会から、同意の旨の[]を受けたところであり、これをもって、平成28年度国民健康保険の保険料について決定したところであります。

次に、報告事項2番目、夕張市国民健康保険条例の一部改正についてであります。資料2-1をお開きください。

今回の国保条例一部改正は、昨年同様、国の制度改正が行われたことに伴い、対応する条文の改正を行うものであります。

改正内容の1点目は、保険料賦課限度額の改定です。

先ほど、報告事項の1で説明したとおり、国の制度改正において、保険料の賦課限度額が、医療分と後期高齢者支援金分がそれぞれ2万円引き上げとなったことにより、本市国保条例においても国に倣った措置をとるものであります。

改正内容の2点目は、所得が低い世帯への国民健康保険料軽減の拡大であります。

低所得者世帯への保険料軽減措置については、一昨年度より国の法改正に伴い実施しておりますが、今年度引き続き法改正があったことから、さらにその対象を拡大するものです。

具体的には、保険料の算定に当たり、世帯の所得が一定基準以下の場合、被保険者一人当たりに係る均等割、一世帯当たりに係る平等割額が、その基準に応じて、7割、5割、2割軽減されておりますが、その算定基準を緩やかにします。

5割軽減の判定に用いる世帯の所得算定において、昨年度は33万円プラス26万円掛ける世帯の被保険者数を基準としておりましたが、係数である26万円を26万5,000円とします。

同様に、2割軽減の判定に用いる所得基準については、その係数を47万円から48万円とします。

このことにより、低所得者世帯への保険料軽減措置の拡大を図るものであります。

資料2-2については、ただいま説明した改正内容を条文に落とし込み、新旧対照表としたものですのでご参照ください。

当該内容につきましては、平成28年度に賦課する保険料から適用されるものであります。

次に、報告事項3番目、平成28年度特定健診等の実施についてであります。

平成28年6月7日

資料3, 6ページをお開きください。

夕張市国民健康保険における特定健康診断及び後期高齢者医療制度における健康診査の実施についてであります。がん検診等と一緒に実施する集団検診は、資料にお示しするとおりの日程にて実施する予定であります。

会場の設定については、延べ11会場とし、平日に受診が困難な被保険者のため、土日に開催する会場をこれまでと同様に4カ所設定しております。

また、今年度は12月20日の冬期間に1日受診機会を設けております。

個別健診については、市立診療所において、来年3月31日まで随時に申し込みにより受診が可能となっております。

受診率向上対策として、特定健診受診料の無料化や、集団健診における後期健診一部負担金の軽減などの継続はもとより、個別の受診勧奨を実施しているほか、集団健診実施会場における次年度受診の予約受付、広報紙等の啓発活動や健康ポイントカード発行による健康づくりの動機づけなど、今年度においても継続実施し、受診率向上に努め、受診結果に基づき保健指導を展開することで、生活習慣病の発症や重症化予防を促してまいりたいと考えております。

また、被保険者の健康づくりを目的に、平成23年度より市民課と保健福祉課が相互に協力する形で体操講座の事業を行ってまいりましたが、今年度も広く一般市民を対象に、筋力トレーニングである夕張貯金体操の普及に向け、冬期間に普及講座の開催を考えております。

本件は、日程等が明らかになった段階で、別途周知に努め、参加を呼びかけてまいりたいと考えております。

以上です。

(大山委員長)

ちょっとお願いがあります。

発言者は職名を言って挙手をお願いいたします。

(環境生活係長)

報告事項4、資料4をごらんください。

北海道知事感謝状(エゾシカ対策功労者)の贈呈及び伝達式が28年4月20日、市役所4階市長応接室にてとり行われました。

空知総合振興局保健環境部くらし・子育て担当部長渡會氏より、受賞者であります矢壁良俊氏に伝達されました。

矢壁氏につきましては、北海道猟友会夕張支部に所属しておりまして、功績概要につきましては記載のとおりとなっております。

ほかに、伝達式には市長、大島理事が出席しております。

報告4につきましては、以上です。

平成28年6月7日

続きまして、資料5の報告事項5になります。

平成28年度「みどりの日」自然環境功労者環境大臣表彰が、28年4月20日、東京都内でとり行われました。

受賞されたのは、ユウパリコザクラの会藤井純一代表に伝達されております。

今回は、保全活動部門ということで受賞されておりました、功績の概要については記載のとおりであります。

なお、5月20日に来庁されまして、市長が報告を受けております。

以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(今川委員)

夕張市国民健康保険条例の一部改正について、資料1-2についてお聞きいたします。

2の所得が低い世帯への国民健康保険料軽減の拡大をするということなのですが、これでも、この軽減措置により新たに対象となる市民の人数の見込み、何人何世帯くらいなのかをお聞きいたします。

(国民健康保険担当主幹)

今川委員のご質問にお答えいたします。

保険料算定の平成28年度所得、これは平成27年度分なのですが、これが6月に確定予定でありまして、今現在において、具体的な数字は算定できません。

所得が確定した後に計算をしなければ、28年度の国保料の軽減の及ぶ人数ですとか、内容というのがはっきりと分からない状況になっています。

ただ、参考までに平成27年度の当初期間において、全1,974世帯中、軽減措置については5割軽減世帯が352世帯、2割軽減世帯が243世帯、ちなみに7割軽減世帯が835世帯、合計1,430世帯で、軽減世帯割合は72.44パーセントとなります。

平成26年度の軽減世帯割合は、70.44パーセントということで、27年度については、対象世帯が2パーセント拡大しております。

所得内容により、対象世帯は変わりますが、今年度の制度改正により軽減される世帯の率は、前年度より高くなるものと推測されます。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(千葉委員)

国民健康保険運営協議会が5月20日に開催されているのですけれども、国民健康保険の改定はしないということで審議決定されているのですけれども、その委員会で委員の方から、改定するべきだとそういう意見が出されたかどうか、ちょっと委員会の委員の意見をお聞きしたいのですけれども、1件。

もう1件なののですけれども、特定健診の実施なののですけれども、夕張市立診療所で個別健診をやっているのですけれども、市内にある医療機関でそういうのができないのかどうか2点目。

実施率を上げる、向上を図るためには、そういうことも検討されてもよいのではないかと思いますので、その2点お願いいたします。

(国民健康保険担当主幹)

千葉委員の質問にお答えいたします。

まず、国保運営協議会での料率の据え置きですとか賦課限度額の改定についての委員の意見というのは、事務局のほうの説明に納得をしていただいたという形で、特に意見というものは出されませんでした。

続いて、2点目の特定健診の市内の医療機関で、市立診療所のほかに受診することができないのかというところなののですけれども、平成20年度から健診というのが義務付けられまして、夕張市においても実施しておりますけれども、当初、市内の医療機関のほうにこの受診ができないか、個別健診ができないかというところをご相談しております。

それぞれの医療機関の受診体制というのですか、医療の設備ですとか、そういった諸々のことから協議した結果、市立診療所と、現在はもう閉院になってしまいました。クリニックさん、この二つの医療機関は受診が可能だということで、その後も協議させていただいていますが、その医療機関の設備等の問題等もありまして、引き受けていただくところがないといった状況で、今は市立診療所のほうに個別健診は委託している状況があります。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(本田委員)

資料1の賦課限度額についてお聞きします。

今回賦課限度額を引き上げるということなのですが、これによって影響を受ける世帯は大体何世帯くらいあるのかということと、本市においては今回限度額を引き上げるということなのですが、他の自治体の動向としてはどうなっているのかをお聞きします。

平成28年6月7日

(国民健康保険担当主幹)

本田委員のご質問にお答えいたします。

まずは、賦課限度額についても先ほど今川委員にお答えしたとおり、所得が確定しませんと算定することができません。

はっきりした数字については、6月中には算定できるのですが、それはどれほど及びかということは、今のところはっきりした数字はつかむことができないということです。

それから、ほかの自治体の国保料の改定状況というところが、北海道の市町村会という団体がありまして、そこで毎年調査をしております、4月1日付の調査の段階においては、ごめんなさい、5月11日現在の全道市町村会の調査によりますと、予定を含め改定が11。改定しないが17。未定が7。

この調査において、夕張市は運営協議会等の前でございましたので、未定と回答しております。

以上です。

(本田委員)

6月で確定ということなので、本年度についてまだ未確定だということはわかるのですが、賦課限度額を上げるということですので、例えば前年度実績でどれくらい上がるかということは検討される段階で されなかったのでしょうか。

(国民健康保険担当主幹)

こちらの賦課限度額というところなのですけれども、なぜまず賦課限度額を上げるのかというところがありまして、国の法改正の中で、実際の国保料の計算において、計算するとき所得割の率というものがございます。

これは、所得に対して一律何パーセントということで、医療分、介護分、後期分とそれぞれ料率というものが設定されておまして、これは所得に対して控除するものは控除した後に、一律パーセンテージで算定するというものなのですが、この賦課限度額というのは、高額所得者の方、いわゆる高所得者の方というのは、一律のパーセンテージをかけていない状況があるというところで、中間層との不公平感とか、そういったところで、国は賦課限度額についての見直しというものを毎年行っていて、全国の国保の被保険者の状況を見ながら、2万円ずつですとか1万円ずつとか、賦課限度額を上昇していく傾向にあります。

結局、料率が中間層は当たり前にかけられていて、同じ所得が高い方にはその率が適用されていない。一定程度の限度額、上限額をもって、保険料の算定とするというところの を助成していくという考え方で、限度額が改正されているという状況があります。

平成28年6月7日

前年の数字については、本日は押さえてきておりませんでしたので、後ほどお答えできればと思います。

以上です。

(大山委員長)

よろしいですか。

(本田課長)

関連して、今の件はわかりました。後日お願いします。

一人当たりの医療費、また保険料について、本市は大体、全道の中でどのくらいの位置づけと言いますか、高いほうだということで先ほどお話があったのですが、全道の中で見た場合にどれくらいの位置づけにいるのかということがもしわかればお知らせいただければと思います。

(国民健康保険担当主幹)

医療費の道内順位等については、今、手持ちに資料がございませんので、後ほどお答えしたいと思うのですが、道内市町村の医療費のレベルと保険料のレベルを相関した図表があるのですけれども、保険料が高いところ、それから医療費が高いところという位置づけの表というのが、一番わかりやすいのですけれども、それによりますと夕張市というのは保険料はかなり低く、最低限低く、一番低くはありません。医療費は非常に高いという位置づけがありますので、後ほどその相関図もお示ししたいと思いますので。

以上です。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで市民課を終わります。

それではここで昼食の休憩に入りたいと思います。

午後1時から会議を継続、再開したいと思いますのでお願いいたします。

午前	時	分	休憩
午後	1時	00分	再開

【財務課】

1. 財政再生計画6月変更について
2. 6月補正予算について

3. 平成 27 年度全会計決算見込みについて

(大山委員長)

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

財務課より報告を受けてまいります。

(財務課長)

財務課から、3点報告いたします。

まず1点目。財政再生計画6月変更についてでございますが、資料1をお開きください

計画変更の基本的な考え方は、今回の変更は、平成28年度第一次(3月)変更以降に生じた新たな課題に対応するもの。

計画変更の歳入歳出増減額は、約1億8,400万円である。

財源については、国庫支出金や幸福の黄色いハンカチ基金等の特定財源を活用するほか、一般財源は財政調整基金からの繰入金により対応するため、計画期間の変更はないことが挙げられます。

次に、歳出において、具体的な事業の説明に入ります。

1番目、企業誘致事業でございますが、市内工業団地の未稼働区画に対する企業の働きかけや、CBF開発推進関連事業等への誘致活動を展開するものでございます。

2番目、職員研修ですが、総合戦略のアクションプラン推進のため、選考事例の研修や職員のスキルアップに資する研修等に市職員を参加させるものでございます。

3、幸福の黄色いハンカチ基金積立。特定団体及び特定事業を指定した二つの寄附金を積み立てるものでございます。

寄附の内容は、夕張夏祭り実行委員会宛てに30万円。夕張カレーそば協議会宛てに2万1,360円となっております。

4、幸福の黄色いハンカチ基金助成でございますが、特定団体事業への寄附を受け、寄附者の意向に沿って該当団体へ助成するものでございます。

さきに申し上げた基金に積み立てた2件の助成に加え、NPO法人あ・りーさに7万6,000円。夕張市成人祭実行委員会に3万2,000円。夕張カレーそば協議会18万1,006円を助成するものでございます。

5、コンパクトシティ推進事業。コンパクトシティの推進及び定住化の促進に当たり、都市拠点として位置づけられている南清水沢地区に民間賃貸住宅の建設を図るため、売却予定地の測量、用地確定、排水整備工事等を行うものでございます。

6、拠点複合施設整備。南清水沢地区に交通結節点や子育て支援機能、研修

施設等を有する複合施設を整備するため、基本計画の策定、国道から接続する道路の外列設計等を行うものでございます。

7、地域再生整備事業。炭素メタンガス(CBM)の事業化を進めるプロセスとして、まず試掘を行い、資源量の調査や CBM 活用調査を行う予定でございますが、今年度市内清陵地区において試掘調査を行うため、事業実施に必要な負担を行うものでございます。

8、通知カード、個人番号カード関連事務。希望者に顔写真及び IC チップ搭載の個人番号カードを交付する際、カード作成に係る業務を J-LIS (地方公共団体情報システム機構)に委任することとなっているため、所要の経費を追加するものでございます。

なお、財源は全額国庫支出金でございます。

9 番目、富野塵芥埋立処分地管理。富野塵芥埋立処分地施設内の污水处理施設に設置してある水中ポンプが、経年劣化により故障し、以降の污水处理に支障をきたすおそれがあることから取りかえ工事を行うものでございます。

10、救急救命士養成。南空知ふるさと市町村圏組合補助金が見込まれることから、当初計上予算の一般税源から、補助金への財源振替を行うものでございます。

11. 消火栓撤去。紅葉山の民有地内に設置していた消火栓について、土地の所有者から撤去依頼があったことから、契約に基づき撤去するものでございます。

なお、当該消火栓は、現在使われているものではございません。

12、外国語指導充実事業。現在委嘱している外国語指導助手が当初は任期満了後も再任用を希望しておりましたが、都合により帰国することとなったため、地域に指導助手を確保するものでございます。

13、平和教育学習事業。広島での平和記念式典に市内中学生を派遣する事業につきましては、平成 27 年度に一旦終了しましたが、学校法人北邦学園より派遣費用の寄附があったことから、今年度の派遣に要する費用を追加するものでございます。

14、夕張中学校通級指導教室整備。軽度の障害がある生徒の学習の場として、夕張中学校における通級指導教室の設置を長年道教委に要求してきたところ、本年 2 月に設置の決定がされたことから、指導に必要な教材を整備するものでございます。

15、石炭博物館管理。石炭博物館施設の管理に当たり、照明用ランプの交換や、模擬坑道が現在工事中である旨の誘導用案内看板等の設置を施設の内外に行うものでございます。

16、石炭博物館再生事業補助。石炭博物館の機能再生や博物館を核とした

コミュニティーの形成及び人材育成に資するため、夕張市石炭博物館再生プロジェクト実行委員会に対し、事業実施に必要な経費について補助を行うものでございます。

17、予備費。今年度当初に多額の予備費を執行する必要があったことから、今後も不測の事態に備え、所要の経費を追加するものでございます。

次に、2の歳入関係では、記載のとおり歳出経費の関連する特定財源の追加と、一般財源については財政調整基金繰入金で措置するものでございます。

なお、資料1の2につきましては、3月変更後の比較と、今回の変更内容を記載しております。ご参照ください。

以上で、資料1の報告は終わりますが、現時点において計画変更の同意に向けて、国及び北海道と調整中のため、今後内容に変更が生じる場合があることを申し添えます。

続きまして、資料2、6月補正予算についてでございますが、は予算書のくくりとなっております。第1回定例市議会に議案として提出するものでございます。

ただ、先ほども申したとおり、現時点において財政再生計画変更に向けて、国及び道と調整を行っておりますため、今後内容に変更を生じる場合がございます。

1ページをお開きください。

債務負担行為の補正でございますが、ふるさと納税特選品購入費及び送料につきましては、7月1日以降の寄附者に送付する特産品に係る経費が翌年度となるため、債務負担行為を決定するものでございます。

2ページ目、一般会計。一般会計の款別総括であります。総額1億8,410万7,000円で、財源内訳は国道支出金が221万5,000円で全額国庫支出金となっております。

その他、1億7,378万円につきましては、企業版ふるさと納税を含む寄附金が6,473万8,000円。基金繰入金が2,734万2,000円。諸収入が8,170万円の内訳となっております。

一般財源811万2,000円につきましては、財政調整基金繰入金で措置いたします。

3ページ以降の事業経費につきましては、資料1の計画変更と同様の内容となっておりますことから、説明を割愛いたします。

なお、事業経費に対する財源につきましては、摘要に記載のとおりでございます。参照ください。

報告事項3点目。平成27年度全会計決算見込みについてでございますが、資料3をごらんください。

平成28年6月7日

5月31日をもって、平成27年度の全会計を出しました。

会計ごとの歳入歳出及び実質収支の見込みは表のとおりでございます。

一般会計につきましては、財政再生計画において、収支均衡を見込んでおいたところでございますが、8億7,973万9,000円の黒字となる見通しでございます。

なお、翌年度繰越額1,317万5,000円を差し引いた実質収支額は約8億6,656万4,000円の見込みとなります。

要因の詳細につきましては、今後の決算統計での分析作業となりますが、主なものを挙げますと、収入増の主な要因としましては、地方交付税が約2億7,000万円当初見込みより増となっております。

また、歳出の執行残でございますが、物品費が約1億4,000万円。維持補修費が約8,000万円。扶助費が約1億7,000万円。普通建設事業費が約9,000万円の執行残となっております。

なお、この決算剰余金につきましては、全額平成28年度へ繰り越すこととし、当該年度の予算状況や新たに生じた諸課題を勘案しつつ、国や道とも協議を行いながら対応する予定でございます。

以上、報告を終わります。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を行ってまいります。

(今川委員)

夕張市財政再生計画変更予定事項、資料1についてお伺いします。

事業例5のコンパクトシティ推進事業についてですが、こちらは今公募中でどのような提案があるかはまだ決まっていない状況だと思うのですが、その提案内容により必要な予定地整備が変わる可能性というのはございますでしょうか。

どのような提案があっても、この整備については行う予定なのか。また採用がなくてもこの整備自体は必ず行うというふうに考えているのかをお聞きいたします。

(まちづくり企画室長)

まちづくり企画室からご説明いたします。

こちらにつきましては、現在ここで建設をしてくれという形で公募を進めておりますので、基本的に整備する内容はほぼほぼ変わってこないのかなと考えております。

ただ、募集がなかった場合は、先送りするのか再度募集をかけるのか、そ

平成28年6月7日

こでの判断になるかと思います。

以上です。

(今川委員)

わかりました。

続いて、16番についてお聞きします。

夕張市石炭博物館再生プロジェクト実行委員会の事業実施に必要な経費について補助を行うということなのですけれども、この金額の算定項目とその内訳について詳しくお願いします。

(教育課長)

教育課よりご報告いたします。

石炭博物館再生事業補助金につきましては、夕張市石炭博物館再生プロジェクト実行委員会で行っております、現在文化庁への補助金を申請してございまして、おおむね内諾はいただいているところでございますが、補助金の支出が清算後の支出となるため、今年度分の事業経費について、税収から一旦繰り出すという内容のものでございます。

補助金の算定内訳でございますが、賃金、報償費、旅費、使用料賃借料、役務費、委託料、請負費、需用費等でございます。

詳細な金額も必要でしょうか。

(今川委員)

可能な限りお願いします。

(教育課長)

賃金29万4,000円、報償費110万4,800円、旅費45万9,120円、使用料及び賃借料は7万5,600円、役務費13万4,334円、委託料145万円、請負費25万円、需用費116万2,250円。合計493万104円となっております。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(小林委員)

資料1ですけれども、1番からちょっとお願いしたいと思いますが、企業誘致関係で、市内の産業の促進、これらについては金額が少ないのですが、当然夕張に誘致されている企業の方、 企業、それぞれこれから夕張の人口も で9,000人を切ったという中で、やはり産業を充実させなければというのがあるかと思います。

その中で、具体的にこの面談を積極的に展開をするための経費として追加をするという分で、どのような形でその部分が行われていくのかというのは、もうちょっと具体的にお話をいただければと思います。

(財務課長)

市内の工業団地については、現在完売をしておる状況ではございますが、一部土地を売ってでも、建物が未着工の状態もしくは現在建物が建っていても、その工場自体が休止中の区画がございます。

そういった区画に対しまして、有効に活用するために今現在の状況把握等をして、それについて、いつになったら着工するとかそういった状況、そしてまた促進のためのお話し合いというのを進めてまいりたいと思っております。

また、今現在 CBM の試掘を今年度に行いますが、それに対しての関連する企業にも訪問しまして、これからの開発についての打ち合わせの協議についても行う考えというふうに聞いております。

以上です。

(小林委員)

この部分についても、それぞれいろいろな報告会でも されているという部分は聞いておりますけれども、実態がなかなか把握できない中で、それぞれこれから雇用という意味から考えますと、産業を充実する中で特に私どもの企業にご挨拶させていただく機会があっていきますと、その中でなかなか採用したくても、いろいろな環境が整わないとできないという部分もある中で、心配なくそういう仕事をして就職を含めてできるような環境を作っていただければと思いますけれども、その部分でできるだけ夕張の人口減に歯止めをかけるためには、産業というのは要になると思いますのでお願いいたします。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(熊谷委員)

資料1の2番について伺います。

職員研修で32万4,000円というのがありますが、3月予算の中で普通だったら職員研修というのは出てくるかなというふうに思うのですが、今回ここに出てきたという理由と、人数的にはどのくらいの人数を予定されているのかをお願いします。

(総務課長)

先ほども財務課長のほうからございましたけれども、南空知ふるさと市町村組合の補助による旅費の追加ということでございまして、本市といたしましては記載のとおり、総合戦略の施策を着実に進めていくこと、また、職員の能力向上を図っていくこと、このための研修のための経費を計上したものでございます。

平成28年6月7日

ちなみに、1泊単価9,800円。総勢33名。年間を通しての計上でございます、合計32万3,400円。端数を切り上げて、予算は32万4,000円となるものでございます。

以上です。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(小林委員)

8番ですけれども、ちょっと確認させてください。

通知カード、個人番号の関連事務ということで、地方公共団体情報システム機構に委任をすること、こういう中でちょっと私どもにとってはわかりにくい部分なのですけれども、これは具体的に説明してもらえるとわかりやすいのですけれどもお願いいたします。

(財務課長)

今回のマイナンバー制度をつくるに、国のほうで [] けれども、それを進めるに当たりまして、委員ご承知のとおり、まず最初にあなたの番号はこのナンバーですという通知カード、それから、その次に、プラスチックでICチップ入っておる個人番号カードというものが2種類あります。

これの作成に当たっては、国の外郭団体である地方公共団体情報システム機構、こちらのほうが一括で日本全国の地方公共団体が交付するカードの作成を一律に担うということで、国の定めになっております。

なので、基本的に交付につきましては地方自治体の業務でございますが、その作成について、地方公共団体から国の外郭団体の地方公共団体情報システム機構に委任をするという形、あらかじめ国のほうで決められた内容ではございますが、そうしたつくっていただいて、そのつくったものが地方自治体にきて、地方自治体から市民のほうにお配りをするというような [] になっております。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(千葉委員)

14番の夕張中学校通級指導教室の整備なのですけれども、該当児童はどのくらいいるのか。並びにもう少しその通級指導教室の、どういう教室なのかというところを、先ほど財務課長からもあったのですけれどもちょっとわかりづらいので、具体的にわかるようにお聞かせください。

(教育課長)

通級指導教室でございますが、先ほど財務課長からのお話にありましたよ

平成28年6月7日

うに平成28年度2月の末に国の加配の一つの事業でございまして、それが28年2月末に決定して、その後、中学校で今現在夕張小学校の通級指導教室というのが数年前から設置されておりました、そこと新しく中学校に設置するものですから、いろいろと準備作業を整えてきたところでございます。

今現在、5月中に希望者、中学校の希望者を募ったところ、今年度につきましては当初は5名からのスタートになります。

通級指導教室というのは、基本的には普通教室で授業を受けることが可能なのですが、ある特定の教科において、通常の普通授業についていけない子供たちに対して、その子だけ、その授業のときだけ別な教室に行って、個別の指導を行うというような授業形態をとっております。

基本的には、普通教室に在籍しながら、特定のその子の一番苦手な分野の授業に対して、別教室で個別に指導を行うというような形態でございます。

以上です。

(千葉委員)

指導員は何名なのですか。

国からの1名だけなのですか。

(教育課長)

北海道からの加配は1名のみでございしますが、中学校の体制としましては、その担当教員1名だけではなく、特別支援を担当している先生方皆さんで対応といいますか、皆さんでフォローアップをするというような体制は組んでおります。

基本的には、北海道から加配された1名がメインの担当者となります。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(議長)

済みません、私のほうからも一つ確認をさせてください。

財政再生計画の変更予定事項の7番ですね。地域再生整備事業ということで、CBMの関係なのですが、民間主体ということで事業実施がされることに伴っての、市から負担金補助及び交付金の支出を予定しての計画変更ということになると思うのですが、おおむね事業費は総額で約2億円ということで、これまで言われておりましたが、その事業費というのは大体正確な金額といえるのでしょうか、そういった部分というのはもう固まったものでしょうか。

(まちづくり企画室長)

事業費についてですが、約2億3,000万円で、民間事業者のほうで1億円を負担、残りを夕張市のほうから負担する形で進めていきたいと考えております。

平成28年6月7日

中身につきましては、本年度実施する試掘に伴う費用でございます。

以上でございます。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで財務課を終わります。

【総務課】

1. 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴う関係条例の制定及び一部改正について
2. 拠点複合施設建設事業について（清水沢都市拠点整備部会事務局）

(大山委員長)

それでは、次に総務課より報告を受けてまいります。

(総務課長)

総務課から、2点報告がございますけれども、報告に入ります前に、委員各自にご理解を事前に賜っておきたい部分がございます。

2点目の拠点複合施設建設事業についてでございますが、現在、清水沢地域を想定しながらこうした複合施設を建設していこうということで作業を進めておりますが、行政機構上は、建設事業の担当部署というのがございません。明確に定まっていないということでございまして、現在は職員の有志によるワーキンググループを立ち上げながら、主幹職を中心としながらワーキンググループでこの作業を進めてきたという経緯がございます。

このたび、正式にこの事業に着手していくということで、担当課、係はございませんけれども、総務課の主幹をチーフとしながらグループを設置しました。

そういった意味で、当面担当課、係が新設するまでの間は、この件に関する報告等は総務課より行うことといたしますので、事前にご了解を賜りたいというふうに存じます。

それでは、報告に入ります。

1点目の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う市の関係条例制定及び一部改正についてでございます。

ご案内のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、既に平成27年4月1日より施行されまして、従来の教育委員会

における教育委員長、ならびに教育長の位置づけというものが全面的に変更となるということでございます。

このことに伴い、新たな条例の制定、ならびに既存の関係条例の一部を改正する必要が生じたということでございます。

新たに制定する条例といたしましては、夕張市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例。

改正を行おうとする関係条例は、夕張市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例。非常勤委員等の報酬及び費用弁償に関する条例。夕張市特別職報酬等審議会条例。この三つの条例が、一部改正の必要があるということでございます。

ちなみに、この法律の改正に伴いまして、何が変わるのかということでございますが、この法律の趣旨は、教育委員会制度の改革にあるというふうに聞いてございます。

具体的に申しますと、教育の政治的な中立性。そして、教育行政の継続性、安定性を確保するための法律改定。

また、教育現場における責任の明確化。迅速な危機管理体制の構築。さらには、組長との連携業務というものを、この教育委員会制度の改革と称して法律が改正となったという背景がございます。

現行の教育委員会には、教育委員長と教育長がございます。

この任命に当たっては、各教育委員からなる教育委員会の中で委員長、そして教育長が選ばれて任命されるということでありまして。教育委員会は教育委員長がトップでございまして、教育長は教育の事務局を統括する、指揮監督する立場というものが現行の教育長の立場ですが、この法律の改正に伴いまして、今度は教育長を実質、教育委員会の代表者として位置づける。その任命に当たっては、組長が直に任命を行うということで改正がされております。

当然、現行との改正とも議会の同意が必要ということでございます。

なお、教育委員全ての、現行では全ての教育委員の任期は4年ですが、法律の改正に伴いまして、教育長の任期は3年ということでございます。

そして、報告事項のレジュメに戻っていただきたいのですが、参考といたしまして、現本市の教育委員長の任期と元教育長の任期を記してございます。

新制度では、教育長が全ての教育分野のトップという位置づけになりますので、現教育長の任期は本年12月25日をもって満了ということでございますから、この任期満了までは、本市によっては現行制度が継続される。

しかし、この任期満了をもって現行制度が終わりまして、新制度に移行していくということでございます。

なお、教育長の任期の前に、現教育委員長の任期が到来いたします。

この際、現教育委員長の任期までは現行制度が堅持されるということでございますので、現教育委員長は再任という形で、教育長の在任期間まで教育委員長を置かなければならないということになるものでございます。

今、申し上げましたこの制度、法律の改正に伴う制度の改定、こういったものから市の関係条例を制定、または改定する必要があるということでございます。

2 ページ以降は、改正にあつては、新旧対照表をつけてございますし、3 ページについては、新たに制定しようとする夕張市教育長の勤務時間、休暇等職務に専念する義務の特例に関する条例、これは、現条例上は一般職に準じた形で教育長のこういったものを運用してきた経緯がございます。

今回の改定で、教育長の立場が全面的に改定となるということで、教育長に関するこの職務に専念する義務の特例に関する条例を制定しなければならないということでございます。

1 点目は、以上でございます。

2 点目は、担当主幹である鈴木主幹よりご報告申し上げます。

(総務課主幹)

私のほうから、2、拠点複合施設建設事業についてということで、清水沢都市拠点整備部会事務局ということになっています。

これは、課長のほうで説明した部分ですので、後ほど説明させていただきたいと思います。

1 ページをお開きいただいて、1 ページ目をごらんください。

この、拠点複合建設事業をつくるに当たっての背景であります。

まずは、清水沢都市拠点整備構想の背景ということで、南清水沢地区となっております。

平成 24 年 3 月に、夕張市まちづくりマスタープランを策定することで、マスタープランの中で清水沢地区の位置づけとしまして、さらなる都市機能の集積、新たな都市拠点としての役割ということがマスタープランで位置づけられております。

それに伴いまして、清水沢地区の将来像とまちづくりの基本方針として、都市拠点及び交流拠点機能の強化等々が基本方針として述べられているところであります。

特に、南清水沢地区におきましては、福祉医療施設、商業、子育て支援、交流拠点機能といった生活便利機能、この施設の誘導を図り、都市機能が集積した新たな都市拠点を形成するというふうにうたわれているところであります。

2 ページをごらんください。

この拠点複合施設を建設するというその事業の背景ですけれども、本市で都市拠点機能の強化をするに当たっての課題というのを三つ挙げております。

教育、子供子育てという部分では、南北に長いこの夕張市の中で、広い市内で小中高が 1 校や、放課後の遊び場や学校外の学習の場、幼児親子の居場所等、これらが無いというのがまず一つ、教育子供子育ての課題として挙げさせていただいております。

続きまして、2 点目、公共施設であります。

公共施設につきましては、清水沢地区南支所の耐震化、ことし耐震化の診断をしますけれども、この市役所と同じく年代 [] ですから、耐震化の問題がある。

あと、同じく入っている公民館の老朽化。それと、本町の市民会館の閉館。それと生活館の統廃合や公園の廃止と整備、この辺をどうするという部分になります。

特に、この部分では、公共施設、特にスリム化ということが非常に重要で、ただ複合施設を建てるということではなく、同時にスリム化を図っていかなければならないというような大きな問題であります。

続きまして、3 点目、交通体系であります。

現在、平成 22 年、平成 23 年に中小と統合したことによりまして、学校を中心とした交通体系をしておりますけれども、学校を中心に時間帯を設定しているものですから、なかなか市民には非効率的という問題があります。

また、清水沢は人口が一番多いところなのですけれども、交通の結節点が未整備というということです。

あと、人口減少や、[] により、公共交通機関の利用の低下という部分と、多いのが運転手の方々の高齢化に伴いまして、次の担い手がなかなか雇用できないという部分が交通関係の問題ということで、この 3 点が今非常に都市拠点化強化へ向けての課題ということで、これにつきまして、先ほど総務課長のほうからもありましたけれども、町内に若手有志のワーキンググループと主幹職を中心とした主幹会議、その中でもこの清水沢拠点整備専門部会ということで、専門にやる部会を設置して、今まで 2 年以上協議、検討をしてきたところであります。

これらの三つの課題を解決するために、複合の機能を持った複合施設を建設することによって、この課題を解決しようという部分と、清水沢の都市拠点機能及び交流機能を強化しようということでもあります。

その中で、結局複合施設ということは、町内においてさまざまな分野にまたがって機能や整備が必要になってくるという部分があります。

それらの単体の事業を、それぞれやりますと、総合的にいいものにならないということで、町内に横断的な機能を持った部会をつくろうということになりまして、理事を中心に、事務局長は私ということで、事務局員を置きまして、まちづくりや教育化など、これらを横に横軸を刺して横断的にやっていこうということで、清水沢都市拠点整備部会というものを作って今議論を進めているところであります。

続きまして、4ページをお開きください。

これからどういうふうに進めていくという部分なのですけれども、まず今まで検討した専門部会、そして今やっている部会と、今までやってきた成果としまして、複合施設のコンセプトということで、笑顔とにぎわいがこだまする街と、笑顔は安心、安全や楽しいという部分。にぎわいがこだまする、はにぎわう、集まる、交流というようなキャッチフレーズをもとにしまして、子供たちが安心、安全に遊んだり学習できると。お母さんや若者が行って、集まりやすい雰囲気。自分たちが主体となって、イベントやアイデアを実行できる空間。多世代が交流し、ゆったりとした時間を過ごせるといったようなまちづくりといったコンセプトを、この拠点複合施設を作ろうということで、今我々は検討してきたわけであります。

また、それを公的集めた部分が下の複合施設のコンセプトということで、ごらんのとおりのようなイメージを持って施設を作りたいということであります。

空間の構成としましては、先ほど言いました交通結節点や、南支所の行政機能、廃止となった図書館とか学童クラブ、体育館や文化ホール、多目的の会議室、児童館、そして公園や広場や■展示スペースになるフリーホールなど、こういった要素を空間としまして複合施設を作っていきたいというふうに考えております。

これらの複合施設につきましては、企業版ふるさと納税を十二分に活用したいというふうに考えているということと、平成31年度中に供用を開始する予定ということで、取り進めてまいりたいというふうに考えております。

5ページは、拠点複合施設のイメージということで、こういった施設というのが一つの例として、イメージとして載せさせていただいております。

また、配置する南清水沢の土地につきましては、私有地、民有地含めて現在検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を行ってまいります。

(熊谷委員)

今の整備部会の活動体系というところで、事務局長以下、全員男性職員ということで、女性の視点はやはり必要だというふうに思うのですが、今後どのようにお考えですか。

(総務課主幹)

この部分は、部会だけでは今後拠点複合施設というのは検討していくというわけではありませんで、今市のほうで考えていますのは、市でこの拠点整備について検討する意欲のある者と、こういった機能に関係する団体の市民の皆さん、それときょういらしていただいています議員の方々にも入っていただいて、検討チームを作りたいと思っています。

当然、その中には子供子育てという部分もありますし、その中には女性をぜひ入れて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

(本田委員)

複合施設の経費について、お伺いをしたいと思います。

まず、建設費につきましては、先ほど説明がありましたが企業版ふるさと納税ということを活用するというのを検討されているということなのですが、今のところニュースになっているのはニトリさんの5億円というところがあるかと思うのですが、建設費用が5億円でちょっと足りないだろうと、その足りない分の財源をどのようにお考えなのかということが1点と、もう1点が建ったあとですね、ランニングコストがどうしてもかかってくると思うのですが、箱物行政にちょっとこわいよという市民の方の声もあるかと思うのですが、その辺のランニングコストについてどのようにお考えなのかをお聞かせください。

(総務課主幹)

建設費用につきましては、当然企業版ふるさと納税だけでは賄えないという部分があります。

ただ、最大限使っていきたいという部分で、今後その企業版ふるさと納税につきましては、市長をセールスとして、今後も募ってまいりたいというふうに考えているのが1点。

当然、不足してくる部分がそれでも足りないということになれば、過疎債等を利用しての財源というふうにしていきたいというふうに考えております。

続きまして、ランニングコストの部分なのですが、当然建てた分、私たちの試算では、建てた費用の7割程度が今後、ランニングコストとしてその建物を維持するためにかかってくるということで、まず一義的にはなるべくランニングコストがかからない維持費のかかりづらい建物をまず建てると

いう部分が1点。

それと、建物自体の建設コストを下げるために、全てを全ていいものをそろえていく、または備えていくというのではなくて、一番必要なものにコストをかけて、これからランニングコストが非常にかかるものについては、市販のものだったりとか、一般に出ているものを使うなど、できるだけランニングコストを下げてやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

(大山委員長)

よろしいですか。

(本田委員)

はい、わかりました。ありがとうございます。

別件で、先ほどの活動体制についてのご質問が熊谷委員からも、女性の視点をということでお話がありましたが、これまで2年くらいこの体制で検討を重ねてこられたということでお伺いしております。

非常に、それぞれの主幹の皆さんが、お仕事を抱えられている中で、ずっとこの体制でやるのはやはり厳しいのではないのかなと、こういったタイミングでこれをきちんとした組織として、部署を作ってやろうとお考えになっているのかをお聞かせください。

(総務課主幹)

まず1点として、今この部会の中では女性が入っていないということで、熊谷委員からもご指摘があったのですが、この前の主幹会議のメンバーには当然女性が入っていたという部分と、ワーキングには女性は当然入っていました。

たまたまちょっとこのタイミングの問題で、ここの部会には女性が入っていなかったのですが、ここは先ほど言ったようにチームの中には入れていきたいというのが1点と、体制については、やはりやっていく上で、これに特化して係っていかないとならない専門部署が多分必要になってくるだろうというふうには考えていまして、その部分が今後町内で検討してお示ししていきたいというふうに考えています。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(小林委員)

せっかくですので、部会長に考えておられる鈴木理事にお伺いいたしますけれども、この部分で今、それぞれ市民も巻き込んで、そうしてまた議会にも、こういう中でそれぞれ力を合わせてということになろうかと思うのですが、大変大きなボリュームの中で、ただ限られた時間設定ではないの

平成28年6月7日

かなと。こういう中で検討チームを作るという部分においても、時間をおいていただけないのかなと考えておりますけれども、ここで部会長、鈴木理事のほうから、その分に関しての考え方があればお知らせください。

(鈴木理事)

この複合施設については、夕張再生の象徴的な空間になると思います。

そしてまた、地方創生の事業の中でも、中心的な役割を担っていく空間だと思います。

そういう意味で先ほど主幹のほうから、平成31年度中の供用開始、これに向けて市役所だけではなくて、市民一丸となってこの取り組みを加速化させていかなければならないというふうに考えております。

それと、どうでしょうか。今まで施設を作る場合は市役所主導型で、その中で、得てして過去のケースからすると、とても使い勝手がよろしくないような大きな施設を作ったという、そういうような経過があって、今この夕張市の公共施設の の多さ、そういうものがあると思います。

そういう意味合いから、先ほど前からお話しております、市民の目で、それももちろん女性の目線ですとか、子育ての目線ですとか、そういうものも入れて、早急に取り組んでいきたいなというふうに考えています。

(大山委員長)

よろしいですか。

(小林委員)

私どもも、きょうから市民懇談会をさせていただこうと考えております。

そういう中で、これから決まっていかなければならない部分が多々あるかと思っておりますけれども、それらの周知、また市民を巻き込んでという部分であれば、これは当然大きな理解をいただかないと、それぞれ思いという部分がそのように、それぞれ市民の中からも出てくるかと思っておりますけれども、それを踏まえた中では、それぞれ夕張がこれから人口減少が多少続く時期になってきているけれども、やはりその部分で十分そういうふうに理解を得られるような、やはり自分の身の丈がどのようなこれからの夕張市なのかというのを当然考えていただいて、お願いしたいと思っております。

以上です。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(今川委員)

これだけの規模の施設を平成31年度供用開始ということで、今鈴木理事がおっしゃったように、かなりのスピード感が必要だというふうに認識しております。

平成28年6月7日

これに間に合わせるためには、今年度中にはまずどの程度まで進むことを目標としているのか、お伺いいたします。

(総務課主幹)

今年度につきましては、今9月、または11月ごろをめどに基本構想、規模等を含めまして、基本構想をまず作ると。

そして、今回の6月補正での基本計画を委託するということなので、それによって基本計画を年度末までに策定し、やっていきたいというふうに今年度は考えております。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(議長)

どうもお疲れ様でございます。

私のほうからも、何点か確認をさせていただきたいと思います。

細かいことを含めて、ちょっと確認させていただきたくことになるのですが、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

今、現在の作業としては検討チームを中心に、これから具体的な複合施設のコンセプトをさらに詳細にということだと思うのですが、例えば、一例を挙げると市内の公共施設の中で、今まだやはり建築年数が相当古いものが多いので、トイレについては和式のものが多いよと。

例えば、これからそれを洋式であるとか、場合によっては便座に洗浄機能付きのものを導入したいだとかということを、いわゆる検討チームの中でいろいろな意見を出し合っていくと。

そういう認識でよろしいのですか。

(総務課主幹)

そうですね。できるだけ、コンセプトがにぎわいということで、人を集めるところなので、言うところなわけですけれどもすてきな空間にしたいと市のほうでは考えているのですよね。

そのためには、やはり使っていい施設と思えるようなものにしないと。全てが全てはできないので、何が一番お金をかけてすてきな空間にするのかという部分を、そういった要素を積み重ねてチームで検討していきたいなというふうに考えております。

(議長)

ありがとうございました。

それからもう1点ですが、4ページの拠点複合施設整備イメージの下のほうの空間の構成というところなのですが、これは確認ですけれども、下のほう

に体育館、文化ホールというふうに記載をされておりますが、この体育館ということで、先ほど主幹のほうからお話がありました、市内の公共施設全体の見直しの中で集約できるものはしていくというところからすると、ここで記載されている体育館というのは、文化スポーツセンターではないということですのでよろしいですか。

(総務課主幹)

文化スポーツセンターということではなくて、やはり子供、児童、生徒が集まってきた部分に、私たちは専門部会のときにも視察をしたのですが、視察した施設の中でやはり子供が集まる要因として、広く遊べる場所という要因があったのですよね。

そういったときに、やはり小体育館なり、体育館機能を持たせるものを入れるというのは、子供たちがそこに寄って、集まってもらう要因として非常に必要なところだというふうに考えております。

ただ、それにしたときに、今、市民会館が閉鎖になったときに、やはり文化発表の場がないといった部分で、そこら辺に機能を複合化しようということで、今まで考えてきたという経過があります。

それも含めまして、どういったものが一番子供たち、または文化発表の人たちに使いやすいのかというのを検討チームで検討していきたいなというふうに考えております。

(議長)

ありがとうございました。

一応、文化スポーツセンターをいわゆる集約の対象として、向こう側を廃止することではないということがわかりましたので、それは了解いたしました。

それで、もう一つですが、現在検討チームで協議を進めていると。それで今後11月までに基本構想を策定するということと、それから関連になりますが、先ほど補正再生計画の変更の中でも出てきましたが、拠点複合施設整備ということで、委託料が発生していますね。

このイメージ、時間的なイメージなのですが、いわゆる検討チームの協議というものが終結してから委託するのか、それともその前に委託というものはもう既にしてしまうのかというところはいかがでしょうか。

(総務課主幹)

今回、6月補正で計画変更で補正されたということで、実はできるだけ早く契約は結びたいというふうに考えております。

というのは、できればこの委託した事業者にも、事務局なりに入っていただいて、一緒に考えてもらうといったことが必要かなというふうに考えてお

平成28年6月7日

ります。

その分からも、できるだけ早い時期に委託としての契約は結びたいというふうに考えております。

ただし、プロポーザルなりをすると、やはり2カ月、3カ月はかかるので、その程度の日数は入札までかかるかなというふうには思っております。

以上です。

(大山委員長)

よろしいですか。

(議長)

済みません、これで最後ですが、わかりました、今の関係で。

それで、最後私がちょっと確認したいのが、4ページ、先ほどご説明がありました平成31年度中の供用開始予定ということでございまして、それでまだ土地の確定だとかがされていないようですから、具体的なスケジュール感というのは今の段階ではお示しいただけないかというふうには思うのですが、基本的に建築物の建設ということになりますと、おおむね今年度中はいわゆる実施設計、29年度以降基本設計の策定だとか、そして30年度には工事着工というようなスケジュールになって、31年度中の供用開始ということのかなというふうに思うのですが、そのあたりのご予定としてきょうお示しいただけるものがあればお願いします。

(総務課主幹)

まず、ことしの28年度は、先ほどもちょっとお話したのですけれども、28年度中に基本構想、基本構想に基づいた基本計画を28年度中に策定すると。

29年度なのですけれども、測量等を行いまして、ここで本当は基本設計と実施設計というのを分けてやるのですけれども、なかなか期間が短いということもありまして、急いでいると、早急に行なわなければならないということで、基本設計と実施設計を両方一緒にやる予定をしております。

また、あわせて29年度中に外構等の実施設計も含めて行うというふうに考えております。

それで、30年度から、造成、それと本体工事のかかりまして、31年度中に完成をして、31年度中の供用開始に結びつけたいというふうに考えております。

以上です。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

平成28年6月7日

〔「なし」と呼ぶ者あり〕
ないようですので、これで総務課を終わります。

以上で、本日予定いたしました案件は全て終了いたしましたので、行政常
任委員会を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

平成28年6月7日

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 行政常任委員会

委 員 長